

□

独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について

(平成16年9月14日総管情第85号総務省行政管理局長通知)

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号。以下「法」という。)第7条の規定において、独立行政法人等は、その保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることとされている。

これに関し、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)第7条に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)では、法の適切な運用のため、独立行政法人等が保有する個人情報の適切な管理に関する指針等を総務省が策定するとともに、各独立行政法人等は、その指針等を参考に、その保有する個人情報の取扱いの実情に即した個人情報の適切な管理に関する定め(以下「規程」という。)等を整備することとされている。

別紙の指針は、以上を踏まえ、独立行政法人等の保有

する個人情報の適切な管理のために講すべき措置として最小限のものを示すものである。貴府省庁においては、所管する独立行政法人等に対してもこの指針を通知し、各独立行政法人等が規程の整備等の措置を講ずるよう、必要な指導、助言等を行つていただきたい。

(別紙)

独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針

第1 定義

この指針における用語の意義は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号。以下「法」という。)第2条の定めるところによる。

第2 管理体制

(総括保護管理者)

1 各独立行政法人等に、総括保護管理者を一人置くこととし、総務担当役員等をもつて充てる。

総括保護管理者は、独立行政法人等における保有

個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる。

(保護管理者)

2 保有個人情報を取り扱う各課室等に、保護管理者

を一人置くこととし、当該課室等の長又はこれに代わる者をもつて充てる。

保護管理者は、各課室等における保有個人情報を適切に管理する任に当たる。

(保護担当者)

3 保有個人情報を取り扱う各課室等に、当該課室等の保護管理者が指定する保護担当者を一人又は複数人置く。

保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課室等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

4 各独立行政法人等に、監査責任者を一人置くこととし、監事等をもつて充てる。

監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

(保有個人情報の適切な管理のための委員会)

5 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要がある

と認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期に又は隨時に開催する。

第3 教育研修

1

総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関する必要な教育研修を行う。

3 保護管理者は、当該課室等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第4 職員の責務

職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担

当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければ
ならない。

(4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及
ぼすおそれのある行為

第5 保有個人情報の取扱い

(アクセス制限)

- 1 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容
に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を
有する者をその利用目的を達成するために必要最
小限の職員に限る。
- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報に
アクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であつても、
業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセ
スしてはならない。
(複製等の制限)
- 4 職員は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う
場合であつても、次に掲げる行為については、保護
管理者の指示に従い行う。
 - (1) 保有個人情報の複製
 - (2) 保有個人情報の送信
 - (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部へ
(保有個人情報の取扱状況の記録)
- 5 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した
場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。
(媒体の管理等)
- 6 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報
が記録されている媒体を定められた場所に保管す
るとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫
への保管、施錠等を行う。
(廃棄等)
- 7 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録さ
れている媒体（端末及びサーバに内蔵されているも
のを含む。）が不要となつた場合には、保護管理者
の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が
不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体
の廃棄を行う。
- 8 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容
に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の

利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

第6 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

- 1 保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下第6（8を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。
- 2 保護管理者は、1の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読み取り防止等を行つために必要な措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期には隨時に分析するために必要な措置を講ずる。

- 4 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。
- 5 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。
- 6 保護管理者は、コンピュータウイルスによる保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、コンピュータウイルスの感染防止等に必要な措置を講ずる。

(暗号化)

- 7 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずる。
- 8 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行う。

(バックアップ)

9 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、
バックアップを作成し、分散保管するために必要な
措置を講ずる。

(情報システム設計書等の管理)

10 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システム

の設計書、構成図等の文書について外部に知られる
ことがないよう、その保管、複製、廃棄等について
必要な措置を講ずる。

(端末の限定)

11 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容
に応じて、その処理を行う端末を限定するために必
要な措置を講ずる。

(端末の盗難防止等)

12 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、

端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

13 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを
除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込
んではならない。

(第三者の閲覧防止)

14 職員は、端末の使用に当たつては、保有個人情報
が第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に

応じて情報システムからログオフを行うことを徹
底する等の必要な措置を講ずる。

第7 情報システム室等の安全管理

(入退室の管理)

1 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的な

サーバ等の機器を設置する室等（以下「情報システ
ム室等」という。）に入室する権限を有する者を定
めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者

についての識別化、部外者が入室する場合の職員の
立会い等の措置を講ずる。また、保有個人情報を記
録する媒体を保管するための施設を設けている場
合においても、必要があると認めるときは、同様の
措置を講ずる。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報
システム室等の出入口の特定化による入退室の管
理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。

3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の
入退室の管理について、必要があると認めるときは、
入室に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の
管理に関する定めの整備（その定期又は隨時の見直

しを含む)、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(情報システム室等の管理)

4 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

5 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第8 保有個人情報の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

1 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わす。

2 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外

の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は隨時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。

3 保護管理者は、法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるとときは、1及び2に規定する措置を講ずる。

(業務の委託等)

4 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- (1) 個人情報に関する秘密保持等の義務
- (2) 再委託の制限又は条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における

対応に関する事項

(5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(6) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

5 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によつて行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

4 総括保護管理者は、3の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を独立行政法人等の長に速やかに報告する。

5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

(公表等)

6 事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずる。

第9 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

1 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知つた職員は、速やかに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告する。

2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずる。

3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総

第10 監査及び点検の実施

(監査)

1 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期に又は隨時に監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

(点検)

2 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は隨時に点検を行い、必要があると認めるとき

ときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

3
(評価及び見直し)

保有個人情報の適切な管理のための措置について
は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観
点から評価し、必要があると認めるときは、その見
直し等の措置を講ずる。